

2025 年度 再入学試験要項

1. 募集学部・学科・年次・人員

(1) 募集学部・学科

《横浜キャンパス》

法学部	法律学科/自治行政学科
経済学部	経済学科/現代ビジネス学科
人間科学部	人間科学科
理学部	数理・物理学科/情報科学科/化学科/生物科学科/ 総合理学プログラム/理学科
工学部	機械工学科/電気電子情報工学科/物質生命化学科/ 情報システム創成学科/経営工学科/建築学科/総合工学プログラム/ 応用物理学科
建築学部	建築学科
化学生命学部	応用化学科/生命機能学科
情報学部	計算機科学科/システム数理学科/先端情報領域プログラム

《みなとみらいキャンパス》

経営学部	国際経営学科
外国語学部	英語英文学科/スペイン語学科/中国語学科/国際文化交流学科
国際日本学部	国際文化交流学科/日本文化学科/歴史民俗学科

(2) 募集年次:各学科 1～4 年次

(3) 募集人員:各学科 若干名

※工学部への応募者で分野横断教育プログラムの申請を希望する方は、教務課に相談してください。

2. 出願資格

(1) 本学を願いにより退学した者、除籍された者で元の学部・学科・年次に再入学を希望する者。

(神奈川大学学則第 46 条(依願退学)及び第 48 条第1項第(3)号(学費等未納による除籍)に該当する者に限る。)

※神奈川大学学則第 56 条(懲戒による退学及び停学期間中に退学、除籍)に該当する者は出願できません。

(P3「10.その他」参照)

(2) (1)に該当する者で、申請年次の単位修得状況等から、退学前又は除籍前の在学期間を算入して通算 8 年以内に卒業が見込まれる者。

(3) 進級制を実施している学部・学科では、通算して 4 年以内に 3 年次への進級要件を満たし得ない者は除く。

※教育課程の変更又は学部学科の再編・廃止等に伴い出願できない場合があります。出願手続を行う前に必ず出願先の教務課に問い合わせてください。

3. 出願書類

(1) 再入学願書(本学所定用紙)

(2) 理由書(本学所定用紙)

(3) 誓約書(本学所定用紙)

(4) 宛名カード(本学所定用紙:合格発表郵便の送付先住所・氏名を記入してください。)

(5) 写真票(本学所定用紙)

(6) 受験票(本学所定ハガキ:送付先住所・氏名を表面に記入してください。)

(7) 振込控票(本学所定用紙:検定料振込控えの写しを「振込控票」に貼付してください。)

4. 出願期間

- 【前学期】 2025年2月3日(月)～2月5日(水)必着
【後学期】 2025年6月3日(火)～6月5日(木)必着

5. 出願方法

上記出願期間内に検定料を納入し、かつ出願書類の必着によって出願が完了します。
(一度受理した書類及び検定料は返還いたしません)

5-1. 検定料納入について

- (1)検定料 35,000 円は、所定の口座に出願期間中に振り込みを行ってください。
- (2)振込控えの写しを「振込控票」に貼付して、出願書類に同封してください。
- (3)振込時の手数料は本人負担となります。

5-2. 出願書類について

郵送にて受け付けます。出願を希望する場合は出願書類を送付しますので、必ず事前に出願先の教務課に相談してください。

出願・問い合わせ先

[法学部・経済学部・人間科学部・理学部・工学部・建築学部・化学生命学部・情報学部志望]
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 神奈川大学横浜キャンパス教務課 再入学担当宛
TEL:045-481-5661(代表) メールアドレス:team-exam@kanagawa-u.ac.jp

[経営学部・外国語学部・国際日本学部志望]
〒220-8739 横浜市西区みなとみらい 4-5-3 神奈川大学みなとみらいキャンパス教務課 再入学担当宛
TEL:045-664-3710(代表) メールアドレス:mmckyoumu-exam@kanagawa-u.ac.jp

6. 選考方法

書類審査及び面接・口述試験により選考します。

7. 選考日

- 【前学期】 2025年2月28日(金)
【後学期】 2025年7月2日(水)
※当日の詳細は追って本人宛に通知します。

8. 合格発表

- 【前学期】 2025年3月6日(木)
【後学期】 2025年7月10日(木)
※結果は合否とも本人宛に郵送で通知します。合格者には合格通知・手続書類を同封します。

9. 入学手続・学費等納入期間

再入学選考に合格した者は、下記期間内に別に定める再入学金及び学費等を納入するとともに、本学所定の手続書類を提出してください。

【前学期】 2025年3月7日(金)～3月12日(水)

【後学期】 2025年7月11日(金)～7月16日(水)

※学費納入、書類提出の締切延長はいたしません。

※上記期間内に再入学金及び学費等の納入を完了していても、所定書類の提出がなされていない場合は、再入学の権利が取り消されます。

【再入学時に必要な費用】

入学金 10万円(2025年度新入生の入学金の半額)

学費等 2025年度1年次に再入学…2025年度以降入学者用の学費を適用+委託徴収金

2025年度2年次に再入学…2023年度・2024年度以降入学者用の学費を適用+委託徴収金

2025年度3年次に再入学…2023年度・2024年度入学者用の学費を適用+委託徴収金

2025年度4年次に再入学…2022年度入学者用の学費を適用+委託徴収金

10. その他

(1)既修得単位の認定等

退学又は除籍前に修得した単位は、再入学後に所属する学部・学科のカリキュラム(科目内容)と照合し、科目別に置き換える個別科目認定を行います。(ただし、科目の内容によっては、科目別に置き換えができない場合もあります。)また、単位認定後の成績評価は、点数に応じた「秀・優・良・可・認」等として取り扱います。詳細については、出願先の教務課へ問い合わせてください。

(2)教育課程表の適用

再入学者には、原則として退学時又は除籍時の学科、年次の教育課程表が適用されます。

(3)神奈川大学学則抜粋

第46条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならない。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、本大学より除籍する。

(3)所定の授業料、履修費、研修料その他の納入金を期日までに納入しない者

第56条 法令若しくは本大学の諸規則示達に違反した者又は学生としての本分に反した者については、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒の手続については、省令第26条第5項の規定に基づき学長が別に定める。